

旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置要綱

(目的)

第1条 琵琶湖疏水の関連施設である「旧御所水道ポンプ室」の保存・活用の方法の検討に向けて、外部有識者等から、専門的な見地からの意見や助言を受けるため、旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る事項
- (2) 旧御所水道ポンプ室の耐震補強を含む改修等に係る事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員7名をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、懇談会を設置した日から平成30年3月31日までとする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 懇談会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの懇談会は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、上下水道局水道部管理課及び総務部経営企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から実施する。